



宮 崎 県 公 報

平成21年12月24日 (木曜日) 第 2145 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 8
○宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則…………… (国保・援護課) 1		○民有林の保安林の指定 (10件) …………… (自然環境課) 8
告 示		○公の施設の指定管理者の指定…………… (管理課) 10
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 5		○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 10
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… () 6		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 11
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 6		○道路の供用の開始…………… () 12
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… () 6		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 12
○指定居宅サービス事業の廃止…………… () 7		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… () 12
○指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更…………… () 7		○都市計画事業の変更の認可…………… (公園下水道課) 13
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… () 7		○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 13
		公 告
		○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 13
		○落札者等の公告…………… 13
		人事委員会規則
		○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 14
		○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 14

規 則

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第49号

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険財政広域化支援事業貸付金の借入れの申請)</p> <p>第4条 保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の12月末日までに、保険財政広域化支援事業貸付金借入申請書 (別記様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(保険財政自立支援事業貸付金の借入れの申請)</p> <p>第5条 保険財政自立支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の12月末日までに、保険財政自立支援事業貸付金借入申請書 (別記様式第3号) に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p>	<p>(保険財政広域化支援事業貸付金の借入れの申請)</p> <p>第4条 保険財政広域化支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の12月末日までに、保険財政広域化支援事業貸付金借入申請書 (別記様式第1号) に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。<u>この場合において、知事は、国民健康保険事業の財政収支状況等について国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第107条の規定による事業状況の報告等で十分な確認ができると認めるときは、当該書類に記載すべき事項のうち記載させる必要がないと認めるものの記載を省略させることができる。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(保険財政自立支援事業貸付金の借入れの申請)</p> <p>第5条 保険財政自立支援事業貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の12月末日までに、保険財政自立支援事業貸付金借入申請書 (別記様式第3号) に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。<u>この場合において、知事は、国民健康保険事業の財政収支状況等について国民健康保険法第107条</u></p>

(1)・(2) [略]

(償還方法)

第 8 条 基金事業貸付金の償還は、貸付けを受けた日の属する会計年度の翌々年度以降 3 か年度 (以下「償還期間」という。)の各年度において行うものとする。ただし、市町村が、第 10 条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 [略]

の規定による事業状況の報告等で十分な確認ができると認めるときは、当該書類に記載すべき事項のうち記載させる必要がないと認められるものの記載を省略させることができる。

(1)・(2) [略]

(償還方法)

第 8 条 基金事業貸付金の償還は、貸付けを受けた日の属する会計年度の翌々年度以降 5 か年度 (以下「償還期間」という。)の各年度において行うものとする。ただし、市町村が、第 10 条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 [略]

別記様式第 2 号 II の 3 中「(後期高齢支援分)」を「(後期高齢者支援金分)」に改め、同様式 II の 6 中

「		を		に、																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>療 養 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高 額 療 養 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高 額 介 護 合 算 療 養 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>移 送 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	療 養 費				高 額 療 養 費				高 額 介 護 合 算 療 養 費				入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費				移 送 費						「	
療 養 費																								
高 額 療 養 費																								
高 額 介 護 合 算 療 養 費																								
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費																								
移 送 費																								
			を																					
			「																					
			を																					
			に																					
			「																					
			を																					
			に																					
			改																					
			め																					
			」																					

入院時食事療養費			
入院時生活療養費			
保険外併用療養費			
療 養 費			
訪 問 看 護 療 養 費			
特 別 療 養 費			
移 送 費			
高 額 療 養 費			
高 額 介 護 合 算 療 養 費			

、同様式 II の 7 中

歳 入	保険税				
	国庫支出金				
	療養給付費等交付金				
	前期高齢者交付金				
	都道府県支出金				
	一般会計繰入金(法定分)				
	一般会計繰入金(法定外)				
	基金繰入金 A				
	繰越金 B				
	支援基金借入金				
その他					
合 計 C					
歳 出	総務費				
	保険給付費				
	後期高齢者支援金等				
	前期高齢者納付金等				
	老人保健拠出金				
	介護納付金				
	保健事業費				
	支援基金償還金				
	前年度繰上充用金				
	その他				
合 計 D					

歳 入	保険税				
	国庫支出金				
	療養給付費等交付金				
	前期高齢者交付金				
	都道府県支出金				
	共同事業交付金				
	一般会計繰入金(法定分)				
	一般会計繰入金(法定外)				
	基金繰入金 A				
	繰越金 B				
支援基金借入金					
その他					
合 計 C					
歳 出	総務費				
	保険給付費				

に改め、同様式 III の 4 の (1) 中「(後期高齢

歳 出	後期高齢者支援金等					
	前期高齢者納付金等					
	老人保健拠出金					
	介護納付金					
	共同事業拠出金					
	保健事業費					
	支援基金償還金					
	前年度繰上充用金					
	その他					
合 計	D					

支援分) 」を「 (後期高齢者支援金分) 」に改め、同様式Ⅲの5中

歳 入	保険税			
	国庫支出金			
	療養給付費等交付金			
	前期高齢者交付金			
	都道府県支出金			
	一般会計繰入金 (法定分)			
	一般会計繰入金 (法定外)			
	基金繰入金			
	繰越金			
	支援基金借入金			
	その他			
	合 計	A		
	歳 出	総務費		
保険給付費				
後期高齢者支援金等				
前期高齢者納付金等				
老人保健拠出金				
介護納付金				
保健事業費				
支援基金償還金				
前年度繰上充用額				
その他				
合 計		B		

を

歳 入	保険税			
	国庫支出金			
	療養給付費等交付金			
	前期高齢者交付金			
	都道府県支出金			
	共同事業交付金			
	一般会計繰入金 (法定分)			
	一般会計繰入金 (法定外)			
	基金繰入金			
	繰越金			
	支援基金借入金			
	その他			
	合 計	A		
歳 出	総務費			
	保険給付費			
	後期高齢者支援金等			
	前期高齢者納付金等			
	老人保健拠出金			
	介護納付金			
	共同事業拠出金			
	保健事業費			
	支援基金償還金			
	前年度繰上充用金			
	その他			
合 計	B			

に改める。

別記様式第4号Ⅰの3中「 (後期高齢支援分) 」を「 (後期高齢者支援金分) 」に改め、同様式Ⅰの6中

療 養 費	療 養 費			
	高 額 療 養 費			
	高 額 介 護 合 算 療 養 費			
	入院時食事・生活療養費			
	入院時食事療養費			
を	入院時生活療養費			
	保険外併用療養費			
	療 養 費			
	訪 問 看 護 療 養 費			
	特 別 療 養 費			
に、				

移 送 費			
-------	--	--	--

移 送 費			
高 額 療 養 費			
高 額 介 護 合 算 療 養 費			

〔注〕 各年度欄の上欄には、給付種別ごとの被保険者1人当たり給付額(療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事・生活療養費、移送費)又は1件当たり支給額(出産育児一時金、葬祭費)を、下欄には、給付種類別の給付額の総額を記載すること。

〔注〕 各年度欄の上欄には、給付種別ごとの被保険者1人当たり給付額(療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費)又は1件当たり支給額(出産育児一時金、葬祭費)を、下欄には、給付種類別の給付額の総額を記載すること。

を

に改め

、同様式 I の 7 中

歳 入	保険税				
	国庫支出金				
	療養給付費等交付金				
	前期高齢者交付金				
	都道府県支出金				
	一般会計繰入金(法定分)				
	一般会計繰入金(法定外)				
	基金繰入金 A				
	繰越金 B				
	支援基金借入金				
その他					
合 計 C					
歳 出	総務費				
	保険給付費				
	後期高齢者支援金等				
	前期高齢者納付金等				
	老人保健拠出金				
	介護納付金				
	保健事業費				
	支援基金償還金				
	前年度繰上充用金				
	その他				
合 計 D					

を

歳 入	保険税				
	国庫支出金				
	療養給付費等交付金				
	前期高齢者交付金				
	都道府県支出金				
	共同事業交付金				
	一般会計繰入金(法定分)				
	一般会計繰入金(法定外)				
	基金繰入金 A				
	繰越金 B				
支援基金借入金					
その他					
合 計 C					
歳 出	総務費				
	保険給付費				
	後期高齢者支援金等				
	前期高齢者納付金等				
	老人保健拠出金				
	介護納付金				
	共同事業拠出金				
	保健事業費				
	支援基金償還金				
	前年度繰上充用金				
その他					
合 計 D					

に改め、同様式 II の 4 の (1) 中 「 (後期高齢

支援分) 」を 「 (後期高齢者支援金分) 」に改め、同様式 II の 5 中

歳 入	保険税				
	国庫支出金				
	療養給付費等交付金				
	前期高齢者交付金				
	都道府県支出金				
	一般会計繰入金(法定分)				
	一般会計繰入金(法定外)				
	基金繰入金				
	繰越金				
	支援基金借入金				

	その他				を
	合 計 A				
歳 出	総務費				
	保険給付費				
	後期高齢者支援金等				
	前期高齢者納付金等				
	老人保健拠出金				
	介護納付金				
	保健事業費				
	支援基金償還金				
	前年度繰上充用額				
	その他				
合 計 B					

歳 入	保険税				に改める。
	国庫支出金				
	療養給付費等交付金				
	前期高齢者交付金				
	都道府県支出金				
	共同事業交付金				
	一般会計繰入金(法定分)				
	一般会計繰入金(法定外)				
	基金繰入金				
	繰越金				
	支援基金借入金				
	その他				
	合 計 A				
歳 出	総務費				
	保険給付費				
	後期高齢者支援金等				
	前期高齢者納付金等				
	老人保健拠出金				
	介護納付金				
	共同事業拠出金				
	保健事業費				
	支援基金償還金				
	前年度繰上充用金				
	その他				
	合 計 B				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 801号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570104978	訪問介護ステーション絆	宮崎県宮崎市大塚町京園3169番地	株式会社大塚ハビネス	宮崎県宮崎市大塚町京園3169番地	平成21年11月1日	訪問介護
4560190300	訪問看護ステーションじりつ	宮崎県宮崎市大橋3丁目134番地2	株式会社みやと	宮崎県宮崎市大橋3丁目134番地2	平成21年11月20日	訪問看護
4570104994	訪問介護ステーション株式会社きずな	宮崎県宮崎市花ヶ島町赤江町1332小田原コーポ102	株式会社きずな	宮崎県宮崎市花ヶ島町赤江町1332小田原コーポ102	平成21年11月30日	訪問介護

宮崎県告示第 802号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業所		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4572101063	ふれあい居宅介護支援事業所	宮崎県東臼杵郡門川町加草 4 丁目50番地	特定非営利活動法人ふれあい	宮崎県東臼杵郡門川町加草 4 丁目50番地	平成21年11月10日	居宅介護支援

宮崎県告示第 803号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業所		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570104978	訪問介護ステーション絆	宮崎県宮崎市大塚町京園3169番地	株式会社大塚ハピネス	宮崎県宮崎市大塚町京園3169番地	平成21年11月 1 日	介護予防訪問介護
4540143668	ひむか薬局柳丸店	宮崎県宮崎市柳丸町31- 9	株式会社ひむかメディカル	宮崎県宮崎市柳丸町31番 9	平成21年11月 9 日	介護予防居宅療養管理指導
4560190300	訪問看護ステーション じりつ	宮崎県宮崎市大橋 3 丁目 134番地 2	株式会社みやと	宮崎県宮崎市大橋 3 丁目 134番地 2	平成21年11月20日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 804号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4571900598	ヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	平成21年10月 1 日	福祉用具貸与
4571900598	ヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	平成21年10月 1 日	特定福祉用具販売

			ーション			
4570104713	訪問介護事業所安寿	宮崎県宮崎市恒久3丁目5番地19	訪問介護事業所安寿	宮崎県宮崎市恒久3丁目1番地17	平成21年10月1日	訪問介護
4570101735	有限会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	株式会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	平成21年10月16日	福祉用具貸与
4570101735	有限会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	株式会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	平成21年10月16日	特定福祉用具販売
4570104234	訪問介護事業所ハッピースマイル	宮崎県宮崎市大工1丁目9番30号	訪問介護事業所ハッピースマイル	宮崎県宮崎市大坪東2丁目12番30号	平成21年10月20日	訪問介護

宮崎県告示第 805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301392	ひまわり訪問介護	宮崎県延岡市出北4丁目3195番地1	株式会社エネック	宮崎県延岡市出口町10番地9	平成21年11月2日	訪問介護
4570104564	ファンライフ宮崎	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲20-1	株式会社健康倶楽部	静岡県富士市長通12番地の1	平成21年11月30日	訪問介護

宮崎県告示第 806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570201634	居宅介護支援事業所一期一会	宮崎県都城市志比田町11066番地2	居宅介護支援事業所一期一会	宮崎県都城市蓑原町3111番地45	平成21年11月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 807号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4571900598	ヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	平成21年10月1日	介護予防福祉用具貸与
4571900598	ヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	ダスキンヘルスレント宮崎あやステーション	宮崎県東諸県郡綾町南俣 329	平成21年10月1日	特定介護予防福祉用具販売
4570101735	有限会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	株式会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	平成21年10月16日	介護予防福祉用具貸与
4570101735	有限会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	株式会社ワン・ステップ	宮崎県宮崎郡清武町今泉甲4625-1	平成21年10月16日	特定介護予防福祉用具販売
4570104234	訪問介護事業所ハッピースマイル	宮崎県宮崎市大工1丁目9番30号	訪問介護事業所ハッピースマイル	宮崎県宮崎市大坪東2丁目12番30号	平成21年10月20日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 808号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570301392	ひまわり訪問介護	宮崎県延岡市出北4丁目3195番地1	株式会社エネック	宮崎県延岡市出口町10番地9	平成21年11月2日	介護予防訪問介護
4570104564	ファンライフ宮崎	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲20-1	株式会社健康倶楽部	静岡県富士市長通12番地の1	平成21年11月30日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 809号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字三郎丙1460-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 810号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字都井字坪山2689・2690・2696・2700-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 811号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字下ノ迫5897-1・5897-2・5897-6・5897-8・5901-1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、5897-7

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 812号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字ホウザシ3506、字川原谷3526-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字ホウザシ3506・字川原谷3526-1(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 813号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字恵奈幾藪5728-14、5742-3、字内ノ口5748-1、5749-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字恵奈幾藪5728-14・5742-3・字内ノ口5748-1・5749-1(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 814号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字川原谷3527-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字川原谷3527-1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 815号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字天包
1582-25

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字天包1582-25 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 816号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地11
92-85 (次の図に示す部分に限る。)、1192-9

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字野地1192-9・1192-85 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 817号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地11
92-19

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野地1192-19 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 818号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字弓木山
15-10、15-22、字無知ナ尾42-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字弓木山15-10・字無知ナ尾42-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 819号

公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の2

第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県建設技術センター

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

学校法人宮崎総合学院

理事長 川 越 宏 樹

宮崎県宮崎市老松1丁目3番7号

3 指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第 820号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号。以下「法」という。) 第20

条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

小林市

2 事業の種類

堂淵市営墓地拡張整備事業

3 起業地

(1) 取用の部分

宮崎県小林市大字真方字内屋敷地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

堂淵市営墓地拡張整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する墓地」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

小林市は、平成19年3月に合併後の新たなまちづくりの指針や主要施策を定めた「小林市総合計画」を策定し、当計画の中で、本件事業は「自然と共生する美しい安心安全のまち」を実現するための主要事業として位置付けられている。また、平成20年度において、予算計上を行い、小林市議会の承認を得るなど財源措置が講じられており、起業者である小林市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

① 事業の施行により得られる公共の利益について

小林市においては、高齢化・核家族化が進む中、市民の墓地需要が増加している。しかし、現在、市民は空き墓地の発生を待っている状態であり、墓地の需要に対し迅速な提供ができていない状況にある。

本件事業の施行により、市民の墓地需要が充足されるとともに、墓地の永続的かつ適正な管理が確保されることから、地域住民の福祉の向上に寄与するものと認められる。

なお、本件事業の施行により、工事期間中の騒音及び振動の発生が考えられるが、起業者は、低騒音・低振動型の建設機械を使用することとしており、周辺地域への生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、畜産飼料等を作付けしている農地であり、希少動植物の報告もなく、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第241号）による周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、試掘確認調査の結果、小林市教育委員会より、本件事業による遺跡への影響は極めて低いものと判断されている。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、

ア 周辺景観に与える影響

イ 地域住民の理解

ウ 事業の施行に要する費用の経済性

等の条件を満たすために、候補地を比較した結果、申請案は、既存墓地の隣接地であること、また、支障物件がなく、事業費の面で最も経済的であること等の理由から、本件事業の施行地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

現在、小林市においては、(3)の①で述べたように、市民の墓地需要に対応できていない状況であり、墓地需要の増加に対応した公営墓地を整備する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、取用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所

小林市役所生活環境課

宮崎県告示第 821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年12月24日から平成22年1月7日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 大納字長畑 2748番1地 先から同市	旧	6.0 ~ 48.4	1941.6
				新	6.0 ~	1922.6

		同大字字宮 田2978番1 地先まで	48.4 7.0 ~ 1114.5 36.0
--	--	--------------------------	------------------------------

宮崎県告示第 822号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年12月24日から平成22年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 大納字長畑 2748番 1 地 先から同市 同大字字宮 田2978番 1 地先まで	平成21年12月24日

宮崎県告示第 823号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
小 林 市	大平谷川	05- 205- 1 - 010	土 石 流
	加 治 屋	I - 1 - 3297	急傾斜地の崩壊
えびの市	内小野谷川	05- 209- 1 - 015	土 石 流
	天 神 川	05- 209- 1 - 016	土 石 流
	向江原谷川	05- 209- 1 - 017	土 石 流
	西 川 北 川	05- 209- 1 - 018	土 石 流
	中水流谷川	05- 209- 1 - 019	土 石 流
	天神川-新 ①	05- 209- 1 - 016 -新①	土 石 流

	芦刈川-新 ②	05- 209- 1 - 016 -新②	土 石 流
	芦刈川-新 ③	05- 209- 1 - 016 -新③	土 石 流
	麓 - 1	II - 1 - 5433	急傾斜地の崩壊
	陣 原	II - 1 - 5448	急傾斜地の崩壊
	麓 - 2	II - 1 - 5462	急傾斜地の崩壊
高 原 町	城 ノ 下	I - 1 - 0801	急傾斜地の崩壊
	木場谷- 1	II - 1 - 5500	急傾斜地の崩壊
	木場谷- 2	II - 1 - 5513	急傾斜地の崩壊
野 尻 町	北 八 所	05- 362- 1 - 005	土 石 流
	黒園原- 1	II - 1 - 5549	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾- 1	II - 1 - 5551	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾- 2	II - 1 - 5552	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾- 3	II - 1 - 5553	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾- 4	II - 1 - 5554	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾- 6	II - 1 - 5572	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾- 5	II - 1 - 5576	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 824号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 （ 溪 流 ） 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
小 林 市	大平谷川	05- 205- 1 - 010	土 石 流
	加 治 屋	I - 1 - 3297	急傾斜地の崩壊

えびの市	内小野谷川	05-209-1-015	土 石 流
	天 神 川	05-209-1-016	土 石 流
	向江原谷川	05-209-1-017	土 石 流
	西川北川	05-209-1-018	土 石 流
	天神川-新①	05-209-1-016-新①	土 石 流
	芦刈川-新②	05-209-1-016-新②	土 石 流
	芦刈川-新③	05-209-1-016-新③	土 石 流
	麓 - 1	II-1-5433	急傾斜地の崩壊
	陣 原	II-1-5448	急傾斜地の崩壊
高 原 町	麓 - 2	II-1-5462	急傾斜地の崩壊
	城 ノ 下	I-1-0801	急傾斜地の崩壊
	木場谷-1	II-1-5500	急傾斜地の崩壊
野 尻 町	木場谷-2	II-1-5513	急傾斜地の崩壊
	北 八 所	05-362-1-005	土 石 流
	黒園原-1	II-1-5549	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾-1	II-1-5551	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾-2	II-1-5552	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾-3	II-1-5553	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾-4	II-1-5554	急傾斜地の崩壊
	池ノ尾-6	II-1-5572	急傾斜地の崩壊
池ノ尾-5	II-1-5576	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所へ備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 825号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成20年宮崎県告示第457号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道
- 3 事業施工期間
昭和42年8月22日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
取用の部分
平成20年宮崎県告示第457号の事業地に、宮崎市高岡町下倉永の一部を加える。
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 826号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)21-3	株式会社 エクステリア・ビズ代表取締役横田直樹	児湯郡高鍋町大字北高鍋字井手神18番4, 1874番4, 1875番5, 1873番地先~1875番地先	6.05 ~ 4.06 1	59.136	平成21年12月3日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、浦之名地区4換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
複写サービス料(14台一式)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋事務器株式会社 宮崎市柳丸町158番地
- 5 落札単価
複写サービス基本料(77,700枚を含む) 116,550円

77,701枚目から1枚当たりの単価 (白黒) 1.00円
 フルカラー1枚目から1枚当たりの単価 7.20円
 ※消費税及び地方消費税額は、含まない。

6 一般競争入札の公告を行った日
 平成21年9月17日

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月24日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第29号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則 (昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表 (第2条関係)			別表第1 適用区分表 (第2条関係)		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
[略]			[略]		
特別支援学校	[略]	<u>2</u>	特別支援学校	[略]	<u>1</u> <u>.5</u>
	[略]			[略]	
中学校	[略]	<u>2</u>	中学校	[略]	<u>1</u>
小学校			小学校		<u>.5</u>

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月24日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第30号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和50年宮崎県人事委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 市町村立学校教育職給料表の適用を受ける者 (第 4 条関係)

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	2	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	3	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	4	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	6	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	7	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	8	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	10	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	11	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	12	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	13	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	14	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	15	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	16	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	17	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	18	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	19	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	20	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	21	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	22	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	23	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	24	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	25	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	26	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	27	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	28	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	29	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	30	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	31	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	32	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	33	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	34	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	35	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	36	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	37	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	38	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	39	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	40	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	41	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	42	4,500	5,100	8,000	8,700	
	43	4,500	5,100	8,000	8,700	
	44	4,500	5,100	8,000	8,700	

再任
用職
員以
外の
職員

45	4,600	5,400	8,200	9,000	
46	4,600	5,400	8,200	9,000	
47	4,600	5,400	8,200	9,000	
48	4,600	5,400	8,200	9,000	
49	4,800	5,600	8,400	9,200	
50	4,800	5,600	8,400	9,200	
51	4,800	5,600	8,400	9,200	
52	4,800	5,600	8,400	9,200	
53	4,900	6,000	8,600	9,400	
54	4,900	6,000	8,600	9,400	
55	4,900	6,000	8,600	9,400	
56	4,900	6,000	8,600	9,400	
57	5,100	6,300	8,800	9,700	
58	5,100	6,300	8,800	9,700	
59	5,100	6,300	8,800	9,700	
60	5,100	6,300	8,800	9,700	
61	5,300	6,500	9,000	9,900	
62	5,300	6,500	9,000	9,900	
63	5,300	6,500	9,000	9,900	
64	5,300	6,500	9,000	9,900	
65	5,400	6,900	9,300	10,100	
66	5,400	6,900	9,300	10,100	
67	5,400	6,900	9,300	10,100	
68	5,400	6,900	9,300	10,100	
69	5,600	7,200	9,400	10,200	
70	5,600	7,200	9,400	10,200	
71	5,600	7,200	9,400	10,200	
72	5,600	7,200	9,400	10,200	
73	5,700	7,500	9,600	10,400	
74	5,700	7,500	9,600	10,400	
75	5,700	7,500	9,600	10,400	
76	5,700	7,500	9,600	10,400	
77	5,900	7,700	9,800	10,600	
78	5,900	7,700	9,800	10,600	
79	5,900	7,700	9,800	10,600	
80	5,900	7,700	9,800	10,600	
81	6,000	7,900	10,000	10,700	
82	6,000	7,900	10,000	10,700	
83	6,000	7,900	10,000	10,700	
84	6,000	7,900	10,000	10,700	
85	6,100	8,100	10,100	10,800	
86	6,100	8,100	10,100	10,800	
87	6,100	8,100	10,100	10,800	
88	6,100	8,100	10,100	10,800	
89	6,300	8,300	10,200	10,900	
90	6,300	8,300	10,200	10,900	
91	6,300	8,300	10,200	10,900	
92	6,300	8,300	10,200	10,900	

93	6,400	8,500	10,300	11,100	
94	6,400	8,500	10,300		
95	6,400	8,500	10,300		
96	6,400	8,500	10,300		
97	6,500	8,700	10,500		
98	6,500	8,700	10,500		
99	6,500	8,700	10,500		
100	6,500	8,700	10,500		
101	6,600	8,900	10,500		
102	6,600	8,900	10,500		
103	6,600	8,900	10,500		
104	6,600	8,900	10,500		
105	6,700	9,100	10,600		
106	6,700	9,100	10,600		
107	6,700	9,100	10,600		
108	6,700	9,100	10,600		
109	6,700	9,300	10,700		
110	6,700	9,300			
111	6,700	9,300			
112	6,700	9,300			
113	6,800	9,400			
114	6,800	9,400			
115	6,800	9,400			
116	6,800	9,400			
117	6,900	9,600			
118	6,900	9,600			
119	6,900	9,600			
120	6,900	9,600			
121	6,900	9,700			
122	6,900	9,700			
123	6,900	9,700			
124	6,900	9,700			
125	7,000	9,800			
126		9,800			
127		9,800			
128		9,800			
129		10,000			
130		10,000			
131		10,000			
132		10,000			
133		10,100			
134		10,100			
135		10,100			
136		10,100			
137		10,200			
138		10,200			
139		10,200			
140		10,200			

	141		10,200			
	142		10,200			
	143		10,200			
	144		10,200			
	145		10,300			
	146		10,300			
	147		10,300			
	148		10,300			
	149		10,400			
	150		10,400			
	151		10,400			
	152		10,400			
	153		10,400			
再 任 用 職 員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

別表第 2 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第 4 条関係)

職員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	2	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	3	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	4	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	5	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	6	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	7	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	8	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	9	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	10	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	11	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	12	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	13	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	14	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	15	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	16	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	17	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	18	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	19	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	20	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	21	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	22	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	23	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	24	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	25	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	26	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	27	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	28	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	29	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	30	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	31	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	32	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	33	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	34	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	35	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	36	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	37	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	38	4,300	5,600	7,800	9,400	
	39	4,300	5,600	7,800	9,400	
	40	4,300	5,600	7,800	9,400	
	41	4,500	6,000	8,000	9,700	
	42	4,500	6,000	8,000	9,700	
	43	4,500	6,000	8,000	9,700	
	44	4,500	6,000	8,000	9,700	

再任
用職
員以
外の
職員

45	4,600	6,300	8,200	9,900	
46	4,600	6,300	8,200	9,900	
47	4,600	6,300	8,200	9,900	
48	4,600	6,300	8,200	9,900	
49	4,800	6,500	8,400	10,100	
50	4,800	6,500	8,400	10,100	
51	4,800	6,500	8,400	10,100	
52	4,800	6,500	8,400	10,100	
53	4,900	6,900	8,600	10,200	
54	4,900	6,900	8,600	10,200	
55	4,900	6,900	8,600	10,200	
56	4,900	6,900	8,600	10,200	
57	5,100	7,200	8,800	10,400	
58	5,100	7,200	8,800	10,400	
59	5,100	7,200	8,800	10,400	
60	5,100	7,200	8,800	10,400	
61	5,300	7,500	9,000	10,600	
62	5,300	7,500	9,000	10,600	
63	5,300	7,500	9,000	10,600	
64	5,300	7,500	9,000	10,600	
65	5,400	7,700	9,300	10,700	
66	5,400	7,700	9,300	10,700	
67	5,400	7,700	9,300	10,700	
68	5,400	7,700	9,300	10,700	
69	5,600	7,900	9,400	10,800	
70	5,600	7,900	9,400	10,800	
71	5,600	7,900	9,400	10,800	
72	5,600	7,900	9,400	10,800	
73	5,700	8,100	9,600	10,900	
74	5,700	8,100	9,600	10,900	
75	5,700	8,100	9,600	10,900	
76	5,700	8,100	9,600	10,900	
77	5,900	8,300	9,800	11,100	
78	5,900	8,300	9,800		
79	5,900	8,300	9,800		
80	5,900	8,300	9,800		
81	6,000	8,500	10,000		
82	6,000	8,500	10,000		
83	6,000	8,500	10,000		
84	6,000	8,500	10,000		
85	6,100	8,700	10,100		
86	6,100	8,700	10,100		
87	6,100	8,700	10,100		
88	6,100	8,700	10,100		
89	6,300	8,900	10,200		
90	6,300	8,900	10,200		
91	6,300	8,900	10,200		
92	6,300	8,900	10,200		

93	6,400	9,100	10,300		
94	6,400	9,100	10,300		
95	6,400	9,100	10,300		
96	6,400	9,100	10,300		
97	6,500	9,300	10,500		
98	6,500	9,300	10,500		
99	6,500	9,300	10,500		
100	6,500	9,300	10,500		
101	6,600	9,400	10,500		
102	6,600	9,400	10,500		
103	6,600	9,400	10,500		
104	6,600	9,400	10,500		
105	6,700	9,600	10,600		
106	6,700	9,600	10,600		
107	6,700	9,600	10,600		
108	6,700	9,600	10,600		
109	6,700	9,700	10,700		
110	6,700	9,700			
111	6,700	9,700			
112	6,700	9,700			
113	6,800	9,800			
114	6,800	9,800			
115	6,800	9,800			
116	6,800	9,800			
117	6,900	10,000			
118	6,900	10,000			
119	6,900	10,000			
120	6,900	10,000			
121	6,900	10,100			
122	6,900	10,100			
123	6,900	10,100			
124	6,900	10,100			
125	7,000	10,200			
126	7,000	10,200			
127	7,000	10,200			
128	7,000	10,200			
129	7,100	10,200			
130	7,100	10,200			
131	7,100	10,200			
132	7,100	10,200			
133	7,200	10,300			
134	7,200	10,300			
135	7,200	10,300			
136	7,200	10,300			
137	7,200	10,400			
138	7,200				
139	7,200				
140	7,200				

141	7,300					
142	7,300					
143	7,300					
144	7,300					
145	7,400					
146	7,400					
147	7,400					
148	7,400					
149	7,500					
150	7,500					
151	7,500					
152	7,500					
153	7,500					
154	7,500					
155	7,500					
156	7,500					
157	7,500					
158	7,500					
159	7,500					
160	7,500					
161	7,500					
162	7,500					
163	7,500					
164	7,500					
165	7,500					
166	7,500					
167	7,500					
168	7,500					
169	7,500					
170	7,500					
171	7,500					
172	7,500					
173	7,500					
再 任 用 職 員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。